

県南広域振興局長告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、石鳥谷東部土地改良区（花巻市）から役員の就任について次のとおり届出があった。

平成28年8月19日

県南広域振興局長 堀 江 淳

理事

伊 藤 榮 一 花巻市石鳥谷町猪鼻第11地割4番地